## ○厚生労働省告示第八十九号

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第二号) の施行に伴い、 並びに石綿障害

予防規則 (平成十七年厚生労働省令第二十一号) 第三条第四項及び第四条の二第一 項第三号の規定に基づ

綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防

規則第四

| 条 の

一第 項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の 部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十七日

き、

石

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条

の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示

(石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一 部改正)

第一 条 石 綿 障害予防規則第三条第四 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 (令和二年厚生労働省告示

第二百七十六号)の一部を次の表のように改正する。

掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。	条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に	<ul><li>石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第三</li></ul>
		1

改

正

後

1

建 物 建 築 物 石 綿 含有 建 材 調 査 者 講 習 等 登 録 規 程 平 成三

年 環国厚 土生 境交労 通働 省省省 告 示 第 号。 以 下 登 録規 程 لح いう。 第

体又は られる者 有 石 (次号に 建材調 綿 体 含有 等 兀 5において「一戸2四項に規定する一 0 改 門査者又は に建材調査も 作 修 業」という。 **(封** じ これらの者と同等以土者、同条第三項に規 込 め 、建て住宅等」という。)を除戸建ての住宅及び共同住宅の 又は囲 1と同等以上の能力を有すると認め完三項に規定する特定建築物石綿含同条第二項に規定する一般建築物 1 込みを含 む。 0) 作 (よう)(な)</li 上業 (以 下 解部

性第二条第四項一戸建て住宅 製の項 宅 船に 等 船舶に限る。以Fに規定する一戸建  $\mathcal{O}$ 解 体 等  $\mathcal{O}$ 作 以下同じ。 業 前 石綿 号に )綿にの|含掲 有 げ る者又 体 建 等材 の調 作業者 は 登 録 規

有 資材調 船 習を受講 おける石綿含有資材の使用実態舶(鋼製の船舶に限る。以下同2 以 有 上 資材調  $\mathcal{O}$ 查 強し、 ;し、次項第三号の修了:一」という。)を行う者 知 識 査 を有すると認めら 者」という。) 『すると認められる者(同項において「船舶(第三号の修了考査に合格した者又はこれと)。)を行う者で、船舶石綿含有資材調査者『資材の使用実態の調査(以下「船舶石綿含品に限る。以下同じ。)の解体等の作業 船

五. 石 大臣 ま 次 障 害予防 分号に で及び が 定 お  $\otimes$ 第七 る工作物 規則第三条第四 V て 号 特 か 5 定工 **令** 第 和二年 作 + 項 物 号 た 告 だし ま 厚 示 で 生 لح 労 書 に 掲 働 0 V げ 省 規 5 告 る 定 I 示 第一 作 第 基 物 づ 一百七十 号 0 から 解

> する。 おげる調 石綿障 の規 查 害 対象物 予 定防 に 規 の区分に応じ、それぞれ当該各号に基づき厚生労働大臣が定める者は、規則(平成十七年厚生労働省令第二十 に定める者と 次の各号に 号) 第

改

正

前

建 築物 建 築物 石 綿 含有 建 材 調 查者講習 登 録規程 伞 成三

省省省 告 示 第一 号。 以 下 登録規 程」 という。 第二

等以上の能力を有すると認め第二項に規定する特定建築物石綿含次号において「一戸建て住宅次号において「一戸建て住宅の (建築物石綿含有建材調査者、同条第2て住宅等」という。) を除く。) ,建ての住宅及び共同住宅の住戸の内 含有建材調査者又は物石綿含有建材調査 め 5 れ る者 これら の者と同 (条第三項 の内部(

二一戸 建 て 製の船 て 号に 綿 含有建 掲 げる者 調査 又は 者 登 録 規 程 第 条 第 兀 項

(新設) を行う者でを有すると認められを有すると認められる者」という。) を行う者でいる。 一船舶 いう。)を行う者含有資材の使用実 、項第三号の修了考査 (鋼の 実態の 「で、 れ 舶 る者 に等 12 船調 限石 ふる。 、合格した者又はこれと同:船石綿含有資材調査者講! 查 同 (以 以下同时建材 項 下 É おい 船 じ。 ) 舶 船 石 綿 含 舶 船 有 石 舶 等習以を 資 綿 に 材 含 お 上受 調 け の講 査 る 知し、 材 石 調識

2 (略)	2 (略)
	に掲げる者
	されているおそれがある材料の除去等の作業第一号又は前号
	以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用
	る工作物の解体等の作業並びに特定工作物告示に規定するもの
(新設)	五 特定工作物告示第六号及び第十二号から第十七号までに掲げ
	查者
	等の作業 登録規程第二条第五項に規定する工作物石綿事前調

(石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部改正)

石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和二年厚生

労働省告示第二百七十八号)の一部を次の表のように改正する。

第二条

(傍線部分は改正部分)

_	ナフィの	
除く。) 十七 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを一〜〜十六 (略)	する。 工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。)とて厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物(土地、建築物又はの二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第四条	改正後
(新設) (新設)	する。 工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。)と工作物に設置されているものは、次に掲げる物(土地、建築物又はの二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとしの二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして紹隆害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第四条	改 正 前

のように改正する。

+ 労 石 障 七 害 働 綿 大障害 予 置されているが定める。 の石綿( 略 れているもの又は設置されていたもの定める工作物は、次に掲げる物(土地の石綿等が使用されているおそれが高規則(平成十七年厚生労働省令第二十 が予 定防 め規 る 工 則 3工作物 第三条第四页 改 正 項ただし 後 書 0 規 の地高十に、いっ 定 に に限る。)と建築物又はいものとしているのとして 基づ き 厚 | する。 | する。 | する。 | する。 | する。 生 5  $\dot{+}$ 生 石 生労働大臣が宮石綿障害予防盟 七 略 れているものなりの石綿等がは一切の石綿等がは 定規 ためる物 四 の又は設置されていたもののは、次に掲げる物(土地が使用されているおそれが十七年厚生労働省令第二十 改 条 0 正 第 前 項第三号  $\mathcal{O}$ の地が十一に、高一 規 定 限建い号) に 版る。) と 建築物又は ものとし 第四条 基づ き 厚

石

綿

5

傍 線 部 分 は 改 正 部 分)